

浜松市自殺対策連携会議設置要綱

(目的)

第1条 浜松市における自殺対策を総合的に推進するため、関係機関及び行政の連携を深めることを目的として浜松市自殺対策連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議は次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 自殺対策の総合的な推進に関わること。
- (2) 自殺対策推進計画の進捗管理に関すること。
- (3) 自殺対策のための関係機関の連携に関すること。
- (4) 自殺対策の啓発、広報等に関すること。
- (5) その他、自殺対策に必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 連携会議は、専門委員12人以内及び庁内の関係部課で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 内科等及び精神科の医療関係者
- (3) 警察関係者
- (4) その他自殺対策に必要と認める者

3 委員の任期は、2年間とする。

(会長)

第4条 連携会議には会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、連携会議を代表し、必要に応じて連携会議を招集する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 連携会議の事務局は、健康医療課、精神保健福祉センターとし、庶務は健康医療課で行う。

(細目)

第6条 この要綱に定めるものの他、連携会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 2月 1日から施行する。